

令和7年度海づくり大会レガシー継承によるロゴマーク等を活用した水産物消費拡大業務 審査基準(案)

予備審査(審査委員会事務局による審査／書類のみ)

提案競技への参加者が5者以上となった場合 審査委員会を円滑に行うため、審査委員会事務局(漁業管理課)にて書類による予備審査を行い、上位4者を選抜するもの。

※以下の手順で実施

(5者以上の参加の場合のみ、4者以下の場合には予備審査は実施しない)

- (1) 予備審査を実施するか否かは委員長(漁業管理課長)が判断
- (2) 審査委員会の審査基準に準じて事務局(漁業管理課)にて書類審査を実施
- (3) 上位4者を選抜し委員長による決裁
- (4) 予備審査の結果は審査委員会による審査に影響を及ぼさない

審査委員会による審査／プレゼンテーション及びヒアリングの実施)

- (1) 審査基準は下記表のとおりとする
- (2) 各項目5点満点で採点し、項目に応じ加重する(100点満点)
5点:特に優れている、4点:優れている、3点:ふつう(標準)、2点:やや劣っている、
1点:劣っている、0点:仕様書の要求を満たさない
- (3) 採点の結果、委員全員の合計点が満点の6割以上で、かつ、上位1者を委託候補先として選定する
- (4) 合計得点が最も高い者が複数であった場合は、その中から各委員の意見を踏まえた上で、委員長の判断により委託候補者を選定する

評価項目	評価事項	審査点 (ア)	重み (イ)	配点 (ア)×(イ)
(1)目的及び趣旨との整合性	・目的及び趣旨との整合性がとれた提案がなされているか ・仕様書の内容に沿った提案になっているか	5	3	15
(2)内容の妥当性	・県の事業として妥当な内容であるか。 ・参加者が県産水産物を知って購入するきっかけとなるような内容になっているか。 ・「おいととマーク」のデザインは消費者の目に留まりやすく、シールなどへの活用が想定されたデザインになっているか。 ・「おいととマーク」の認知度向上に繋がるための工夫がされているか	5	6	30
(3)実施方法の妥当性	・実施方法やスケジュール等に具体性があり、実現可能なものになっているか。 ・量販店や鮮魚店等の負担軽減が考慮されており参加しやすいものとなっているか。	5	6	30
(4)広報計画	・キャンペーンの参加人数増加のために、効果的な広報計画が提案されているか。	5	2	10
(5)業務実施体制	・業務を実施できる人員が確保されているか ・県からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が備わっているか	5	2	10
(6)見積価格	・提案内容に対する積算は妥当か	5	1	5
合計(満点)				100